



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 ク オ ー ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 中村 勝
(コード番号 3034 東証第一部)
問い合わせ先 執行役員 管理本部副本部長 緒方 伸一
T E L 03-6430-9060

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 26 日開催の取締役会において、同年 6 月 24 日開催予定の第 23 期定時株主総会に定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 薬剤師をはじめとする医療従事者への研修に係る今後の事業拡大に備えるため、第 2 条（目的）の一部変更を行うものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日に「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が施行されたことに伴い、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも、責任限定契約を締結することが可能となりました。取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、賠償責任の限度額の見直しを含め、第 29 条（取締役の責任免除）及び第 39 条（監査役の責任免除）の一部変更を行うものであります。
なお、第 29 条（取締役の責任免除）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 平成 27 年 5 月 1 日に「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が施行されたことに伴い、補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されたため、第 31 条（監査役の選任）の一部変更を行うものであります。
- (4) 株主の皆様への利益配分の機会を充実させることを目的とした四半期配当を可能とするため、第 44 条（剰余金の配当等）の一部変更を行うものであります。
- (5) その他、前各号の変更に伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(定款の変更部分を抜粋しております。下線部分__は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 本社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～18. (条文省略)</p> <p>19. <u>経営コンサルタント業</u></p> <p>20. ～25. (条文省略)</p> <p>26. 医学、薬学に関する情報のリサーチ、提供</p> <p>27. ～29. (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>② 本社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金240万円以上で予め定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 本社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>④ (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>② 本社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結する事ができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金240万円以上で予め定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p>② 本社は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という)を行う。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 本社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～18. (現行どおり)</p> <p>19. <u>経営コンサルティング</u></p> <p>20. ～25. (現行どおり)</p> <p>26. 医学、薬学に関する情報のリサーチ、提供、<u>研修</u></p> <p>27. ～29. (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>② 本社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 本社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>② 本社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結する事ができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p>② 本社は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">③ (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 45 条 <u>配当金</u>が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。</p> <p>② 未払いの<u>配当金</u>には利息を付けない。</p>	<p style="text-align: center;">③ <u>本会社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">④ (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 45 条 <u>剰余金の配当</u>が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。</p> <p>② 未払いの<u>剰余金の配当</u>には利息を付けない。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 24 日 (水)

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 24 日 (水)

以 上